

## 監査報告書

公益財団法人山梨県市町村振興協会定款第8条の規定により、平成29年度財産並びに業務の状況について諸帳簿及び関係書類に基づいて監査したところ、その内容は適正に処理されているものと認めます。

平成30年5月11日

公益財団法人山梨県市町村振興協会 理事長 殿

公益財団法人山梨県市町村振興協会

監事 ..... 古屋俊一郎

監事 ..... 長田 公